

(仮称) 新城・設楽風力発電事業計画段階環境配慮書についての  
留意事項

1 騒音及び風車の影

論 点	関連 ページ
事業実施想定区域（以下「区域」という。）の周辺に住宅が存在しており、一部の住宅については、複数の区域に囲まれていることから、施設の稼働に伴う騒音及び風車の影による生活環境への影響が懸念される。	P. 165

2 動物

論 点	関連 ページ
区域及びその周辺ではクマタカの生息が確認されており、区域の周辺ではイヌワシの生息が確認されている。また、区域及びその周辺は、サシバ、ハチクマ等の鳥類の渡りルートとなっている可能性がある。これらのことから、施設の稼働に伴う鳥類の風力発電機への衝突事故や移動経路の阻害等が懸念される。	P. 63～70

3 景観

論 点	関連 ページ
区域及びその周辺は山岳等自然景観を有し、その一部は愛知高原国定公園の第3種特別地域に指定されている。また、区域周辺の国定公園内には主要な展望点が存在している。これらのことから、施設の存在に伴う景観への影響が懸念される。	P. 141、 192～ 199、

**<過去の全般的事項等に係る審査会答申の内容>**

**1 全般的事項**

- 方法書においては、対象事業実施区域の設定経緯を丁寧に記載すること。
- 事業計画の検討に当たっては、国内外の環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。

**2 その他**

- 方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。
- インターネットの利用により公表する図書について、印刷できるようにすることや、縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすることなど、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。